

韓国知的財産ニュース 2018 年 12 月前期

(No. 380)

発行年月日：2018 年 12 月 19 日

発行：ジェトロソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、12 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 [議案立法]特許法一部改正法律案（代案）が可決
- 1-2 [議案立法]不正競争防止法および営業秘密保護に関する法律一部改正法律案（代案）が可決
- 1-3 [議案立法]商標法一部改正法律案（代案）が可決
- 1-4 [議案立法]デザイン保護法一部改正法律案が可決
- 1-5 [議案立法]租税特例制限法一部改正法律案

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、ドミニカ共和国で適正技術コンテストを開催
- 2-2 韓国最大の知的財産展示会、「2018 大韓民国知的財産大展」が開催
- 2-3 創造的なアイデアで産業現場の問題を解決する
- 2-4 中東でさらに活発化する韓国型特許行政！
- 2-5 特許庁、「発明体験教育館」1号を設置する地域に慶尚北道教育庁を選定
- 2-6 特許庁、払いすぎた特許手数料を職権で返す職権返還制度を施行
- 2-7 2022 年までに知的財産（IP）金融の規模を 2 兆ウォンに拡大する

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 海外における知的財産権紛争、企業が共同で対応すれば効果が大きくなる
- 3-2 特許庁、「IP 保護カンファレンス 2018」を開催
- 3-3 特許庁、知的財産権分野の FTA に関する総合説明会を開催
- 3-4 懲罰的損害賠償制度の導入など、知的財産保護の強化に向けた制度の整備

- 3-5 中小企業ベンチャー部、中小企業の技術奪取に関わる行政調査権は与えられたが、専門調査班を発足できずにいる

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 特許庁、「2018 D2B デザインフェア授賞式」を12月6日、ソウルで開催
- 4-2 「幸福」に関する商標出願件数が急増
- 4-3 商標分野における日中韓の協力が始まる

その他一般

- 5-1 身の回りで使われずに捨てられているエネルギーでモノのインターネット（IoT）を！

法律、制度関連

1-1 特許法一部改正法律案（代案）が可決

議案情報システム（2018.12.07）

議案番号：2017085

提案日：2018.12

提案者：産業通商資源中小ベンチャー企業委員長

<代案の提案理由>

特許審判で国選代理人を選任する根拠を追加するとともに、特許権又は専用実施権の侵害行為に対して損害額の3倍の範囲内で懲罰的損害賠償制度を導入し、実施料の賠償規定を改正し、侵害行為に対して具体的な行為態様の提示義務を新設するためである。

<代案の主要内容>

イ. 国選代理人を選任する根拠の追加など（（案）第139条の2）

特許審判で国選代理人を選任する根拠を追加し、国選代理人が担当する事件の手数料を減免する。

ロ. 懲罰的損害賠償制度の導入（（案）第128条第8項および第9項）

特許権又は専用実施権の侵害行為が故意であると認められる場合は、損害として認められた金額の3倍を越えない範囲内で賠償額を認められるようにする。ただし、侵害行為が故意であるかどうかを判断する際は侵害者の優越的地位の有無、故意の

程度、侵害行為の期間および回数、侵害行為によって侵害者が得た経済的利益の程度などを考慮し、特許権又は専用実施権の侵害による被害救済を強化する。

ハ. 実施料の賠償規定の改正（(案) 第 65 条第 2 項など）

特許出願された発明や特許権などの侵害者に請求できる実施料の賠償金額を「通常」受けられる金額から「合理的に」受けられる金額へと変更する。

ニ. 具体的な行為態様の提示義務の新設（(案) 第 126 条の 2）

特許権者又は専用実施権者が主張する侵害行為の具体的な行為態様を否認する当事者が自ら具体的な行為態様を提示するようにする。

1-2 不正競争防止法および営業秘密保護に関する法律一部改正法律案（代案）が可決

議案情報システム（2018.12.07）

議案番号：2017079

提案日：2018.12

提案者：産業通商資源中小ベンチャー企業委員長

<代案の提案理由>

企業の営業秘密保護を強化するために、保護対象となる営業秘密の要件を緩和するとともに、営業秘密の侵害行為に対して損害額の 3 倍の範囲内で懲罰的損害賠償制度を導入し、営業秘密侵害行為の類型を拡大し、営業秘密流出に対する罰則を強化するなど、現行制度の運営上現れた一部の問題点改善・補完するためである。

<代案の主要内容>

イ. 営業秘密の要件緩和（(案) 第 2 条第 2 号）

一定の要件を満たす生産方法、販売方法および営業活動に有用な技術上、又は経営上の情報が合理的な努力によって秘密に維持されなければ営業秘密として認められなかったことを、合理的な努力がなくても秘密に維持されたのであれば営業秘密として認められるよう、営業秘密の認定要件を緩和する。

ロ. 懲罰的損害賠償制度の導入（(案) 第 14 条の 2 第 6 項および第 7 項新設）

営業秘密の侵害行為が故意であると認められる場合は、損害として認められた金額の 3 倍を越えない範囲内で賠償額を認められるようにする。ただし、営業秘密の侵害行為が故意であるかどうかを判断する際は侵害者の優越的地位の有無、故意の程

度、侵害行為の期間および回数、侵害行為によって侵害者が得た経済的利益の程度などを考慮し、営業秘密侵害による被害救済を強化する。

ハ. 営業秘密の侵害行為などに対する罰則強化（(案) 第 18 条第 1 項および第 2 項）

不正な利益を得る、又は営業秘密の保有者に損害を与える目的で営業秘密を指定された場所の外へ無断で流出する、又は営業秘密の保有者から営業秘密の削除や返還を要求されたにもかかわらず、それを継続して保有する行為なども営業秘密の侵害行為として処罰し、営業秘密の侵害行為に対する罰則について、従来は原則として営業秘密を外国で使う、又は外国で使われると知りながら侵害した場合は 10 年以下の懲役又は 1 億ウォン以下の罰金、その他の場合 5 年以下の懲役又は 5 千万ウォン以下の罰金にしていることを、これからはそれぞれ 15 年以下の懲役又は 15 億ウォン以下の罰金、10 年以下の懲役又は 5 億ウォン以下の罰金に引き上げる。

ニ. 営業秘密の侵害に対する予備・陰謀をした者への罰金引き上げ（(案) 第 18 条の 3）

営業秘密の侵害行為の罪を犯す目的で予備又は陰謀をした者に対する罰金額を引き上げる。

1-3 商標法一部改正法律案（代案）が可決

議案情報システム（2018.12.07）

議案番号：2017090

提案日：2018.12

提案者：産業通商資源中小ベンチャー企業委員長

<代案の提案理由>

商標登録出願審査に関連し、商標検索などの業務を行う専門機関を、指定制から登録制へと変更するとともに、特許審判で国選代理人を選任し、選任された事件について審判手数料を減免できる根拠を追加するためである。

<代案の主要内容>

「特許法」では特許出願審査に必要な先行技術調査などの業務を行う専門機関を、指定ではなく登録できるように規定することで、専門性が検証された多数の専門機関が特許出願審査に関わる調査・分析業務に参加できるようにしている。

これに対し、商標登録出願審査に関連する商標検索などの業務を行う専門機関も指定制から登録制へと変更し、出願審査に関わる調査・分析の品質向上に寄与するためである。

また、特許審判で当事者の申請により、審判院長が国選代理人を選任できる根拠を追加し、経済的な支援効果を高めるために、国選代理人が選任された事件について審判手数料を減免できる根拠を追加するためである。

1-4 デザイン保護法一部改正法律案が可決

議案情報システム (2018.12.07)

議案番号：2013111

提案日：2018.04.17

提案者：産業通商資源中小ベンチャー企業委員長

<提案理由および主要内容>

中小企業、学生、基礎生活受給者（困窮者）などの社会的弱者は、高い費用がかかる知的財産権をめぐる紛争に対応しにくいのが現状である。

公益弁理士特許相談センターで社会的弱者の審判代理を支援しているが、審判段階で社会的弱者がもっと保護されるよう、支援をより拡大する必要がある。

これに対し、特許審判で当事者の申請により、審判院長が国選代理人を選任できる根拠を追加するためである（(案)第125条の2新設）。

また、経済的な支援効果を高めるために、国選代理人が選任された事件について審判手数料を減免できる根拠を追加するためである（(案)第125条の2第3項新設）。

<改正案>

デザイン保護法第125条の2

- ①特許審判院長は産業通商資源部令で定める要件を満たす審判当事者の申請により、代理人（以下、「国選代理人」という）を選任することができる。ただし、審判請求が、理由ないということが明白であるか、権利の濫用だと認められる場合はその限りではない。
- ②第1項に基づく申請人は国選代理人の選任の有無に対して不服することができない。
- ③国選代理人が選任された審判当事者が該当審判事件に対して踏む手続きについては手数料を減免することができる。
- ④国選代理人の申請手続きおよび運営に必要な事項は産業通商資源部令で定める。

<修正案>

デザイン保護法第125条の2

- ①特許審判院長は産業通商資源部令で定める要件を満たす審判当事者の申請により、代理人（以下、「国選代理人」という）を選任することができる。ただし、審判請求が、

理由ないということが明白であるか、権利の濫用だと認められる場合はその限りではない。

- ②国選代理人が選任された審判当事者に対して審判手続きに関連する手数料を減免することができる。
- ③国選代理人の申請手続きおよび手数料減免等、国選代理人の運営に必要な事項は産業通商資源部令で定める。

1-5 租税特例制限法一部改正法律案

議案情報システム (2018.12.11)

議案番号：2017506

提案日：2018.12.11

提案者：民主平和党 趙培淑議員以外9人

<提案理由および主要内容>

現行法は特許などを移転・貸与したことで発生する所得については該当所得に対する所得税、又は法人税の一部を減免する特例を設けている。

しかし、外国企業を韓国に誘致し、韓国企業の技術が海外に流出することを防止して韓国産業の発展を図るためには、特許の移転・貸与といった技術取引に限定した税額控除では不十分である。英国、フランスなど主要国は特許などを事業化して発生した所得についても法人税などを減免するパテントボックス (Patent Box) 制度を運営することで、企業の R&D 活動を促進するとともに、国内投資の活性化を図っている。

そこで、韓国も中小企業や中堅企業が自主的に開発したり、韓国人から移転・貸与を受けた特許などを利用したりして生産した製品を販売することで発生する所得については、その所得の 25% (中堅企業の場合、15%) を税額減免することで、知的財産の活用を促進するとともに、国内投資を活性化するためである ((案) 第 12 条第 4 項新設など)。

関係機関の動き

2-1 特許庁、ドミニカ共和国で適正技術コンテストを開催

韓国特許庁 (2018.12.04)

- 12月4日、サントドミンゴで授賞式 -

韓国特許庁は、ドミニカ共和国の首都サントドミンゴで現地時間12月4日(火曜)、在ドミニカ共和国韓国大使、ドミニカ共和国の特許庁長や高級官僚などが参加した中、「2018年適正技術コンテスト」の授賞式を開催する。

「適正技術」とは、地域の環境や特性を踏まえて考案された技術のことで、先端技術に比べて低コストで実現することができ、途上国に適した技術を意味する。「適正技術コンテスト」は日常生活での問題を把握し、特許情報を活用した適正技術を用いて解決策を見つける大会である。

今回のコンテストは韓国特許庁と世界知的所有権機関(WIPO)が共同で主催した。「日常生活のための革新的な発明(Innovative Solutions for Everyday life)」をスローガンに掲げて、「農業分野における適正技術」をテーマに応募し、63件が出品された。

特許庁は2011年からWIPO韓国信託基金を活用し、ベトナム、モンゴル、タイなど、これまで12カ国で計16回の適正技術コンテストを開催してきた。ドミニカ共和国は2016年中南米地域で初めてコンテストを開催して以来、現地の問題解決に適した「特許情報を利用した適正技術」の効果について認識し、今年まで3回連続でコンテストを開催した。

特許庁産業財産保護協力局の局長は、「適正技術コンテストを開催して途上国の需要を発掘し、知的財産に対する途上国の認識を高めることができるだろう」とし、「特許庁は、韓国が強みを持つ知的財産分野で途上国を支援する事業を推進していきたい」と述べた。

2-2 韓国最大の知的財産展示会、「2018 大韓民国知的財産大展」が開催

韓国特許庁 (2018. 12. 05)

- 韓国最大の特許・デザイン・商標の統合展覧会、33 カ国の発明品も一堂に -

韓国特許庁が主催し、韓国発明振興会が主管する「2018 大韓民国知的財産大展」が 12 月 6 日から 9 日までの 4 日間、ソウル三成洞の COEX で開催される。

大韓民国知的財産大展は、「大韓民国発明特許大展」と「ソウル国際発明展示会」、「商標・デザイン権展」が統合されて開催される韓国最大の知的財産権展示会である。このイベントは、特許・デザイン・商標など優秀な知的財産の流通を促進し、知的財産に対する国民の認識を高めるために開催される。

今回のイベントでは、公募で発掘した国内有数の特許技術製品や商標、デザインなどが展示される。また、33 カ国から出品された創造的な発明品約 600 点も展示されるため、世界の最新の発明品、商標・デザインの動向を一目で把握することができる。

今年で 37 回目を迎える「大韓民国発明特許大展」では、審査を経て選ばれた 90 点の優秀な発明品が展示され、授賞式は 12 月 6 日に開催される。

授賞式では、サムスンCラボ（社内ベンチャー育成プログラム）のスタートアップであるアナログプラスの「アヘッド (Ahead)」が大統領賞を受賞する。本製品は、ヘルメットに取り付けることができる通信装置で、スマートフォンと接続すれば、ヘルメットから音がするようになり、音楽鑑賞や通話などを楽しめるものである。

国務総理賞には、低電力デバイスだけで AI ディープラーニングを実行できるニューロコムズ社の「多層ニューラルネットワークコンピューティングデバイス」、テクノロジー社の「直式便器の悪臭除去装置」が選ばれた。

世界知的所有権機関 (WIPO) と国際発明団体総連盟 (IFIA) が後援する「ソウル国際発明展」は今回で 14 回目を迎える。国内外の発明者間のネットワーク構築と優秀な発明品の海外販路開拓のために開催される国際発明展である。今年は 33 カ国から 606 点の独創的な発明品が展示される。

「商標・デザイン権展」は今年で13回目を迎える。商標・デザイン情報を拡散して企業の競争力を強化し、産業の発展を図るためのイベントである。展示場では大韓民国の国旗である太極旗の変遷だけでなく、韓国初の商標登録製品も確認できる。

2018 大韓民国知的財産大展では受賞作の展示館のほか、AI・ブロックチェーンなど、最近話題になっている先端技術、社会的弱者のための発明品などを体験できる「知的財産トレンド館」も設けられる。

特許庁長は、「モノのインターネット、人工知能など第4次産業革命の最新技術が、発明品により実装されている」とし、「発明者の革新的なアイデアが事業化につながり、世界市場に広がっていくことを積極的に支援したい」と述べた。

入場は無料であり、詳細については知的財産大展ウェブサイト (www.kinpex.org) で確認できる。

2-3 創造的なアイデアで産業現場の問題を解決する

韓国特許庁 (2018.12.10)

- 第8期 IP マイスタープログラムの修了式と授賞式を開催 -

韓国の教育部、中小ベンチャー企業部、特許庁が共催し、韓国発明振興会が主管する IP マイスタープログラムの第8期修了式と授賞式が12月11日(火曜)、大田 KW コンベンションセンターで開催される。

今年で8回目を迎える IP マイスタープログラムは、職業系高校(特性化高校、マイスター高校)の生徒が問題解決力と知的財産の創出能力を備えた創造的な技術人材に成長するように支援する政府部処間の協力事業である。

この日はプログラムの授賞式(*)とともに、技術移転および奨学証書の伝達式、優秀な職務発明のアイデア共有会も開かれる。

*副総理兼教育部長官賞(2組)、中小ベンチャー企業部長官賞(3組)、特許庁長賞(3組)など

副総理兼教育部長官賞を受賞する2組は、アイデア発掘及び特許出願過程などに関する事例について発表し、プログラムの履修課程で経験したことを共有する。

この日の行事では、職務発明のアイデアを提案した高校と関連企業が産学協力業務提携（MOU）を締結する。業務提携により、高校は産業現場からの教育を受け、企業は採用を前提にすることで、優秀な人材を継続的に確保することができる。

今回のプログラムに参加した 50 組（2～3 人からなる）は、3 回にわたる審査過程を経て選抜された。その後 4 カ月間、オンライン教育、知的財産素養キャンプ、専門家のコンサルティングなどを通じてアイデアを具体化し、特許を出願した。

産業現場が抱える問題を解決したアイデアは、関連企業に技術移転され、アイデアを出した生徒は技術移転料を奨学金として受けることになる。

IP マイスタープログラムに参加した生徒の指導教師は、知的財産を出願する生徒の姿に遣り甲斐と達成感を感じ、企業の関係者は斬新なアイデアを確保することができて満足したと評価した。肝心の参加した生徒は最初のアイデアを具体化する過程で職務発明に関わる能力が大幅に伸び、この経験は就職後、仕事する時に役立つだろうと期待を示した。

教育部、中小ベンチャー企業部、特許庁など、政府機関の関係者は、「IP マイスタープログラムは、『発明教育 - 知的財産の権利化 - 企業現場の連携』のために所管部処が積極的に協業する成功事例である」とし、「今後も職業系高校の生徒が韓国の技術革新と第 4 次産業革命をリードしていく技術専門家として成長できるよう、関係部処は支援を惜しまない」と述べた。

2-4 中東でさらに活発化する韓国型特許行政！

韓国特許庁（2018.12.10）

- 特許庁と UAE 経済部、知的財産権保護、特許審査、情報化協力を強化することで合意 -

UAE で K-ブランド商品の保護を強化し、韓国型特許行政サービスの普及を拡大する。

韓国特許庁長は 12 月 6 日、UAE 経済部次官とソウルで韓国 - UAE 間の知的財産権分野のハイレベル会談を行い、知的財産権保護、特許審査、情報化などの分野で両国の知的財産権協力レベルを大幅に引き上げることで合意した。

両国は中東地域での韓流拡散に合わせ、知的財産権の保護に関する協力を強化することにした。UAE が、韓流に便乗して第三国で製造された韓国製品の偽物を UAE 現地で販売

する外資系流通企業に対する即時措置を取ると約束したのである。この合意はベトナム、タイなどの東南アジアを越え、中東地域にまで広がっている、韓流に便乗して偽物が氾濫している現状を見直す大きな転機になる見通しである。

特許審査分野では、UAE に受理された特許協力条約（PCT）に基づく国際出願の国際調査を韓国が行うという覚書を交わし、UAE の国内特許出願に対する最終審査を韓国が処理することについても合意した。これまでは UAE 国内出願の一次審査を中心に特許審査分野で協力してきたが、今回、覚書を交わすことで、韓国と UAE との協力の範囲は特許審査の最終処理と国際特許出願の審査まで拡大されることになった。これは、2014 年から特許審査官を UAE に派遣して審査業務を代行してきた韓国特許庁への信頼に基づき、特許審査における協力が拡大したといえるだろう。

情報化分野では、UAE の特許行政情報システムのメンテナンスを韓国が行うという契約を締結し、今後、特許行政情報システムの高度化に関する協力を強化するという覚書にも署名した。韓国特許情報院のコンソーシアムは UAE で 450 万ドル規模の特許行政情報システム開発に成功（2016 年～2018 年）した。また、システムのメンテナンス契約（年間 27 万ドル）を新たに締結し、情報化分野における持続可能な協力が続く見通しである。特許庁と UAE 経済部が締結した AI、ビッグデータなどの新技術を活用したシステムの高度化に関する覚書は、未来志向的な特許行政協力を寄与するだろう。

特許庁長は、「UAE との知的財産権分野における協力を一層強化できた背景には、韓国が培ってきた特許行政に関するノウハウがある」と説明しつつ、「このような韓国の長所をうまく活用して、サウジ、ASEAN など韓国とパートナーシップを結び、知的財産権の先進化を図る国を支援するとともに、韓流拡散により、侵害の可能性が高まった韓国企業の知的財産権をいち早く保護するために、国際協力を強化していきたい」と述べた。

2-5 特許庁、「発明体験教育館」1号を設置する地域に慶尚北道教育庁を選定

韓国特許庁（2018.12.10）

韓国特許庁は「発明体験教育館」を設置・運営する教育庁を公募した結果、「慶尚北道教育庁を優先的に交渉する教育庁に最終的に選定した」と発表した。

2つの市・道教育庁が公募に応じ、現場調査（2018年10月25日～10月26日）と総合審査（2018年10月30日）を経て慶尚北道教育庁が最終的に選ばれた。

「発明体験教育館」は、青少年には体験・深化型発明教育を、小中高校の教員には体験中心の研修を提供する。このほか、発明教育プログラムを開発・普及し、創造性に富んだ児童・生徒を次世代革新家に育成する計画である。

小中高校の正規教科における発明関連の内容は理論中心になっており、発明教育センターでは体験型教育を実施しているが、小規模施設であるため、実習・体験教育には限界があった。そのため、従来の施設の限界を補完するために、発明体験教育館の設置を推進することになった。

慶尚北道教育庁は慶州市にある皇南小学校の建物を改装し、「発明体験教育館」にする計画である。

皇南小学校は瞻星台（チョムソンデ）、石窟庵（ソックラム）、鮑石亭（ポソッチョン）など、歴史が残した発明の遺産について探究し、地域ならではの特色を生かした発明教育を行ってきた。発明体験教育館に改装した後は、これまでの教育を基に、地域の青少年に最新の技術と伝統文化遺産が結合した発明教育を実施する予定である。

特許庁は施設の改装、教育機材の購入、教育運営などに 2019 年度の事業費 47.6 億ウォンを支援し、慶尚北道教育庁は敷地・建物を提供し、施設の改装、教育機材の購入などに約 90 億ウォンを投資する予定である。

特許庁は慶尚北道教育庁に選定結果を正式に通知し、慶尚北道教育庁と「発明体験教育館事業推進に関する業務提携」を締結する予定である。

特許庁長は、「発明体験教育館の 1 号を設置することで、体系的な発明教育を支援するとともに、地域の革新的な人材を発掘する計画だ」とし、「慶州の伝統文化遺産と発明教育を融合し、第 4 次産業革命をリードしていく創造的な人材を育成したい」と述べた。

2-6 特許庁、払いすぎた特許手数料を職権で返す職権返還制度を施行

韓国特許庁 (2018.12.10)

- 2019 年 1 月 1 日から払戻口座を事前に登録して下さい -

韓国特許庁は出願人が払いすぎた特許手数料を職権で返す制度を 2019 年 1 月 1 日から施行すると発表した。

現在は出願人が特許料を払いすぎたら、特許庁は出願人に手数料を返す理由と金額を通知し、出願人は返還請求をしなければならないが、来年からは出願人が事前に払戻口座を登録しておけば、払いすぎた特許料を特許庁がその口座に返すことになる。

こうなると、出願人は返還請求をしなくても手数料を返してもらうことができ、返還請求期間を経過して返してもらえないケースも減少するだろう。

特許庁は出願人が特許手数料を払いすぎた場合、返還額や理由について書留郵便で通知するとともに、特許顧客様相談センターでも電話やメールで案内（*）している。

*通知日から 11 カ月、23 カ月、35 カ月が経過するまで返還請求をしていない出願人に返還額などについて案内

それにもかかわらず、出願人が払いすぎた手数料を取りに来ないため、国庫帰属となる手数料が毎年約 2 億ウォンずつ発生している。これを受け、特許庁は特許手数料を積極的に返すために、返還手続きを改善した。

*（国庫帰属金額）2012 年 2.2 億ウォン、2013 年 2.1 億ウォン、2014 年 2.4 億ウォン、2015 年以降、払いすぎた特許手数料については返還中

払戻口座は、特許庁の電子出願サイトである特許路（www.patent.go.kr）でオンライン登録、又は関連書式を作成して電子メールで申込み、又は特許庁の顧客支援室に提出すれば登録できる。

返還額については、特許路や特許顧客相談センター（1544-8080）で確認できる。口座の登録を希望しない場合は、現行のように返還請求をすれば良い。

特許庁情報顧客政策課の課長は、「職権返還制度を施行することで、払いすぎた手数料を特許顧客に積極的に返すことができるだろう」とし、「今後も特許行政サービスの利便性向上のために制度の改善に取り組みたい」と述べた。

2-7 2022年までに知的財産（IP）金融の規模を2兆ウォンに拡大する

韓国特許庁（2018.12.11）

- 特許庁と金融委員会、「知的財産（IP）金融活性化総合対策」を発表 -

韓国特許庁と金融委員会は12月11日、政府大田庁舎で「知的財産（IP）金融（*）活性化総合対策」を共同で発表した。

* IP（Intellectual Property）金融：特許権、商標権、デザイン権などの価値を評価され、その結果を基に金融機関から資金を融通する一連の金融活動

今回の対策は、資金難に悩む中小・ベンチャー企業がIPを活用し、よりスムーズに資金調達することができる土台になるだろう。この対策は機械、原材料、知的財産権といった動産を活用した中小・ベンチャー企業の円滑な資金調達を支援するために、5月に発表した「動産金融活性化推進戦略」の後続措置である。

第4次産業革命を迎えるなか、IPが国と企業の競争力および付加価値の源泉となり、その重要性は増している。しかし、不動産担保や信用度を重視する金融業界の慣行、IPの価値に対する認識の低さ、整っていない法制度、脆弱なインフラなどにより、韓国国内ではIPを金融に積極的に活用できずにいる。

* 金融機関は中小企業に融資する際、不動産担保や信用度を中心とする（95.7%、『2017年中小企業金融利用および隘路実態』、中小企業中央会）

それにより、優秀な特許を保有しているものの、不動産担保が少ないうえ、信用度が低い技術集約型中小・ベンチャー企業は事業化資金の確保に頭を悩ませている。

これを受け、韓国政府はIP金融を活性化させることで、革新分野へと市中資金が自然に流入し、新規雇用創出および韓国経済の活力の向上につながるよう、今回の総合対策を打ち出した。

対策に盛り込まれた細部課題を忠実に履行して、今後5年間で約9,000社の中小企業がIP金融を利用し、より良い条件で資金調達を受けられるように支援し、2017年には3,670億ウォン台にとどまっているIP金融の規模を2022年までに2兆ウォン規模に拡大する計画である。

*支援企業数（目標）：（2018）741社→（2020）1,600社→（2022）2,960社

*IP金融の規模（目標）：（2018）4,500億ウォン→（2020）1兆ウォン→（2022）2兆ウォン

韓国政府は総合対策を実施することで、中小企業の優秀な保有特許が死蔵特許とならず、IP金融に支えられて起業や事業化につながり、5年間（2018～2022）約9,400人の新規雇用が創出されると見込んでいる。

*直接雇用：178人（価値評価人材）、間接雇用：9,243人（IP金融支援企業）

特許庁長は、「今回の対策は回収支援システムの導入など、現場の声をできる限り反映し、各種規制を画的に改善してIP金融を拡大するとともに、持続可能な発展を図るために設けられた」とし、「今回の対策に盛り込まれた法改正案については、2019年中に立法措置を完了し、細部課題を滞りなく推進できるよう、金融委員会、企画財政部などの関係部処、金融機関と緊密に協力していきたい」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 海外における知的財産権紛争、企業が共同で対応すれば効果が大きくなる

韓国特許庁（2018.12.03）

- 特許庁、知的財産権紛争に共同対応した優秀戦略の発表会を開催 -

韓国特許庁は12月5日（水曜）午後2時、JWマリオットホテル（ソウル）で知財権紛争に対する共同対応への支援成果と優秀事例を共有する「知的財産権紛争に共同対応した優秀戦略の発表会」を開催すると発表した。

今回の発表会では知的財産権をめぐる紛争を効果的に解決するための優秀戦略が共有される。また、この発表会は知財権紛争への共同対応事業に対する理解度を高めるとともに、支援事業のサービス品質を向上させるために開催される。

同事業は、知財権紛争に関連した共通の課題を抱える多くの韓国企業が協議体を構成し、共同で法律で対応する戦略などを提供する総合コンサルティング支援事業である。

今回の発表会では、海外企業による過度なライセンス要件に対する共同交渉対応戦略、商品形態模倣（模倣品）に対応するための共同名義の警告書発送戦略などが紹介される予定である。

韓国の有名な化粧品メーカーA社は、海外企業が韓国の化粧品のデザイン（形態）を模倣した後、商標のみを変更して中国や東南アジアで販売していることを知った。A社は同じ被害を受けた他の企業と協議体を構成し、共同名義の警告書を発送した。その結果、侵害業者は侵害製品の自主的回収・廃棄、販売中止することになった。また、A社は侵害業者との交渉で有利な立場に立つことができた。

*形態模倣（Dead Copy）：他人が製作した商品の形態（デザイン）を模倣

韓国の映像メーカーB社は、海外の特許プール団体から過剰なロイヤリティを要求する警告書を受け取った後、その団体が多くの韓国の映像機器メーカーにビデオコーデック標準特許に関連して、同じ内容の警告書を発送したことを確認した。その後、被害企業間で共同対応する協議体を構成し、その団体が要求したロイヤリティが合理的でないことを証明する資料を準備したうえ、適切なロイヤリティの割合を算定した。その結果、B社を含む共同対応協議体は海外の特許プール団体とのロイヤリティ交渉を有利に進める対応戦略を練ることができた。

今年の事業に参加した企業の関係者は、「知的財産権をめぐり、共通した紛争問題を抱えている企業が集まって協議体を構成することで、個別対応に比べてコストを削減することができ、被害企業間で情報を共有することで、被害を立証することが容易になり、成果も大きかった」として共同対応の重要性を強調した。

特許庁産業財産保護支援課の課長は、「知的財産権紛争について企業が共同で対応すれば、個別で対応するよりさまざまな戦略を策定し、企業間で戦略を相互補完することができるため、成果が大きい」とし、「今回の説明会が企業の知的財産権の共同対応のノウハウ共有に役立つことを期待している」と述べた。

詳細については、特許庁産業財産保護支援課（042-481-5214）、又は韓国知識財産保護院（www.koipa.re.kr、02-2183-5898）にお問い合わせを。

3-2 特許庁、「IP 保護カンファレンス 2018」を開催

韓国特許庁 (2018. 12. 03)

- 韓流に便乗する外国企業への対応策について議論 -

韓国特許庁と大韓貿易投資振興公社は 12 月 3 日 (月曜) 午前 10 時、JW マリオットホテル・ソウルで海外進出における知的財産権保護の重要性を訴えるための「IP 保護カンファレンス 2018」を開催する。

「韓流に便乗する外国企業の登場と韓国の対応」と題した今回のカンファレンスには国内外の企業関係者、知的財産の専門家など約 400 人が参加し、海外で人気を博している韓国製品の知的財産権の保護策について議論する。

今回のカンファレンスでは、CJ グループ統括副社長が「海外での模倣品の氾濫と CJ グループの対応」について基調講演を行った後、4つのセッションが開催される。

第 1 セッションでは、韓国企業が、韓国製品を販売しているかのように海外の消費者を誤解させる、韓流に便乗する外国企業による営業行為の違法性とその対応策を模索するためのパネルディスカッションが行われる。

第 2 セッションでは、韓流に便乗する外国企業に対する取り締まりを行った、ベトナムとタイの公務員の対応策と実際の取り締まりについての講義が行われる。

第 3 セッションでは、韓流の元祖といえる高麗人参を輸出する韓国人参公社と、K-ビューティー・ブームをリードする HAVE&BE (Dr. Jart+) が海外で自社製品の知的財産権を保護するために行った取り組みと成果を共有する。

第 4 セッションでは、韓流コンテンツの商品化と海外のオンラインショッピングモールへの入店過程における知的財産権の戦略的な活用策について専門家が発表する。

同時に、会場の入口に設けられたコーナーでは、韓流に便乗する外国企業が販売する模倣品と、各セッションで発表する企業の正規品と模倣品を展示し、海外での知的財産権侵害に対する警戒心を強める。

また、韓国知識財産保護院と大韓貿易投資振興公社が行っている海外知的財産権保護支援事業について案内し、中国・ベトナム・タイなどの海外知識財産センター（IP-DESK）のスタッフと海外現地での知的財産権をめぐる問題点について話し合うこともできる。

特許庁長は、「1990年代後半に始まり、世界に拡散された韓流は韓国企業にとって世界市場でビジネスを展開できる機会の拡大につながるはずだった」とし、「韓国企業のブランド価値に便乗して不当な利益を図る行為に対し、政府と企業が力を合わせて積極的に対応しなければならない」と述べた。

3-3 特許庁、知的財産権分野の FTA に関する総合説明会を開催

韓国特許庁（2018.12.03）

- 韓国企業に役立つ FTA の主要内容および紛争への対応戦略について紹介 -

韓国特許庁は韓国知識財産センター（ソウル駅三洞）大会議室で12月7日（金曜）午後2時から海外進出企業、専門家および一般人を対象に「2018年知的財産権分野の FTA に関する総合説明会」を開催する。

今回の説明会は、韓国との FTA 締結国が 57 カ国に達するほど拡大しており、新興国との締結も進めている中、海外に進出している、又は進出を希望する韓国企業が知的財産権分野における FTA の内容についての理解を進めるために設けられる。

説明会では米国、中国などの主要国のほか、「新南方政策」の中核国であるベトナムをはじめとする新興国との FTA の内容、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）など交渉中の FTA の現状について発表される予定である。

特に、最近の韓流の拡散に便乗して韓国のドメイン拡張子（.kr）を盗用するなどして、韓国商品と誤解を招くような外国企業の行為を根絶させるための国際的なルール作りに向けた取り組みも紹介される。

また、海外での有名商標の保護、名古屋議定書の義務履行に関連し、FTA での遺伝資源についての議論の動向、知的財産権紛争の対応策など、韓国企業の海外知的財産権保護に直結する重要な 이슈について、各分野の専門家が主題発表を行う。

特許庁産業財産保護協力局の局長は、「商品の国籍を混同させる韓流に便乗する企業の行為を根絶させるための国際的なルール作りなど、韓国企業が抱える問題点を解決するた

めに、FTA 規範作りを積極的に進めている」とし、「今回の説明会を通じて、海外で事業を展開する韓国企業が知的財産権を効率的に保護し、活用戦略を策定することができることを期待している」と述べた。

「2018 年知的財産権分野の FTA に関する総合説明会」は、個人、企業など FTA に関心のある人なら誰でも無料で参加できる。氏名、所属、担当業務、連絡先を記載して kimhyunt224@korea.kr に事前に申請すれば良い。また、当日登録も可能である。

3-4 懲罰的損害賠償制度の導入など、知的財産保護の強化に向けた制度の整備

韓国特許庁 (2018. 12. 10)

- 不正競争防止法および特許法一部改正案が国会を通過 -

2019 年 6 月頃から他人の特許権および営業秘密を故意に侵害する場合、損害額の最大 3 倍まで賠償責任を負う懲罰的損害賠償制度が導入される。韓国特許庁は、特許・営業秘密侵害に対する懲罰的損害賠償制度、罰則強化など、知的財産保護の強化を主な内容とする「特許法」および「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」の一部改正案が 12 月 7 日（金曜）、国会本会議を通過したと発表した。

特許庁で分析した資料によると、韓国の特許侵害訴訟における損害賠償額の間接値(*) は 6,000 万ウォン (1997~2017) と、米国の損害賠償額の間接値 (**) 65.7 億ウォン (1997~2016) に比べて、はるかに少ないことが分かった。この数値は、両国の経済規模を考慮しても 9 分の 1 に過ぎず、これまで特許侵害による被害を受けた企業への十分な補償が行われなかったことを裏付ける。

* 「統計から見た特許侵害の損害賠償訴訟 20 年史」、クォンボワン判事

** 「Patent Litigation Study」、PWC

市場では知的財産について正当な価格を支払うより、侵害して利益を上げ、いざ侵害が摘発されれば、賠償額を支払う方が良いという認識が広がっている。被害企業も訴訟で勝っても、損害賠償額が十分でないため、裁判をあきらめるケースが増える等、知的財産権侵害の悪循環が繰り返される状況であった。

これを受け、第 20 代国会ではこのような歪んだ市場の秩序を正し、知的財産の保護基盤を強化するために、特許権・専用実施権や営業秘密の侵害行為が故意である場合、損害

として認められた金額の3倍以内で賠償額を定められる「懲罰的損害賠償制度」を導入することにした。

今年9月に中小企業中央会が行った調査結果によると、回答者の約45%は中小企業の技術奪取防止策として懲罰的賠償が必要だと答えた。今回の法改正はこのような市場の声を踏まえ、知的財産権の侵害問題の深刻さを認識し、知的財産権の侵害を根絶するという立法府と行政府の強い意志を示している。

今回の改正案では懲罰的賠償のほか、特許訴訟で特許権者などの立証責任を軽減するための「具体的な行為態様の提示義務」、「営業秘密の認定要件緩和」、「営業秘密侵害行為の種類の拡大」、「罰則強化および予備・陰謀をした者に対する厳罰化」など、知的財産保護制度が見直された。

特許庁長は、「今回の法改正により、知的財産保護が強化されるとともに、社会問題化した中小企業の技術奪取行為の根絶につながるだろう」とし、「ひいては革新的な成長および公正な経済の実現に貢献することを期待している」と述べた。

3-5 中小企業ベンチャー部、中小企業の技術奪取に関わる行政調査権は与えられたが、専門調査班を発足できずにいる

電子新聞 (2018.12.12)

中小ベンチャー企業部（以下、中企部）に中小企業の技術侵害事件に関わる行政調査権を与えられたが、調査権発動の本格化には時間がかかる見通しである。中企部は元検事や元警察官、デジタルフォレンジックの専門家などの専門人材を採用し、専門調査班を立ち上げる予定であったが、「調査公務員」の職制改編によって頓挫した。業務の空白を防ぐために、内部の人材を投入する予定であるが、調査業務の特性上、専門性強化が急がれる。

12月13日、中小企業の技術保護支援に関する法律改正案が施行され、「中小企業の技術侵害行為」に対する行政措置を取ることが可能になる。中企部が自ら事実について調査し侵害と判断すれば、是正を勧告することができる。侵害企業が勧告措置に従わなければ、中企部はその内容を公表し、過料を科すこともできる。

これまで中小企業の技術侵害については、下請取引における技術の流用、不正競争防止法に基づく営業秘密の侵害に関する行政調査・捜査が行われてきた。そのため、下請関係ではない、又は訴訟への負担から通報できない事例が多かった。

これを受け、中企部は6月に中小企業技術保護法を改正し、行政措置の根拠を追加した。これまでは法律の専門家による諮問・相談や諮問費用支援など、中企部の役割は支援業務に限られていたが、法改正により、その範囲が大幅に拡大した。

改正法によると、技術侵害を被った中小企業が書面で通報すれば、中企部は現場調査や資料提出を大企業などに要求することができる。侵害行為と判断されれば、中企部は違反行為に対して是正を勧告する。勧告に従わなければ、インターネットや新聞などに侵害企業名と侵害内容を公表する。

調査過程で資料を提出しない、又は調査を拒否・妨害、忌避する者には最大1,000万ウォン以下の過料を科す。

中企部はデジタルフォレンジックの専門家や弁護士、弁理士、捜査業務経験者などの特別採用を進めていた。改正案の施行に合わせ、専門調査班を立ち上げ、すぐに調査業務を実施するためである。しかし、制度の持続性のために臨時職員ではなく、公務員を増員する方へと推進する過程で、行政手続に時間がかかったとされる。「調査公務員」の職制を新たに編成するためには、他の部処との業務協力が必要だったのである。

業務の空白を防ぐために、内部に行政調査人材を配置した。調査業務の専門性を確保するために、国家情報院と警察などの協力を得て、担当者全員を対象にした教育も行われた。

職制改編の行政手続き、補充公告期間などを考えれば、専門調査班はおそらく2019年3月にスタートする見通しである。それまでは行政調査と捜査業務を担当する特許庁、警察庁など、中小企業の技術奪取の根絶に向けたタスクフォース（TF）に参加する関係と緊密に協力して対応する方針である。

中企部の関係者は、「今回の行政措置は、取引関係でなくても技術を侵害された事実だけでも、中小企業が救済を受けられるようになったことに意義がある」とし、「中小企業の技術奪取を根絶するための政府の確固たる意志を示す」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 特許庁、「2018 D2B デザインフェア授賞式」を12月6日、ソウルで開催

韓国特許庁（2018.12.05）

韓国特許庁と韓国貿易協会は12月6日（木曜）午後2時、オークウッドプレミアホテル（ソウル市江南区）で「2018 D2B（Design to Business）デザインフェア授賞式」を開催する。

今年の大賞である産業通商資源部長官賞には、清州大学生が選ばれた。受賞作はトラック荷台の翼をはしごに変えることができるデザインを施したもので、実用性と創造性が高いと評価された。

金賞には東西大学生の旅行用化粧品パッケージである「spoid T」、弘益大学大学院生のビビンバスプーンボウル（Bibimbap spoon bowl）、牧園大学生の「Paper-Cat House」がそれぞれ選ばれた。

金賞受賞者の弘益大学院生は、金属キッチン容器のメーカーである「コスティック社」とライセンス契約を締結する予定である。

コスティック社は「D2B デザインフェア」で過去6年間、計11件のライセンス契約を締結し、大学生のデザイン作品を商品として発売している。

コスティック社の代表は「D2B デザインフェアは企業が必要とする創造的で優れたデザインを発見することができる良い機会である」とし、「今年末までに『Bibimbap spoon bowl』を事業化する計画である」と述べた。

今年で13回目を迎えた「D2B デザインフェア」は、優れたデザインを企業に提供してロイヤリティを確保する差別化された公募展で、過去8年間の受賞作は計322件、そのうち32件はライセンス契約が締結され、開発した学生はロイヤリティを受け取った。

今年5,578点が出品され、審査基準である審美性と実用性などについて審査を行い、計38点のデザインが受賞作に選ばれた。

特許庁次長は、「消費者の感性をつかむデザイン経営が重要な時代になっているなか、D2B デザインフェアは産学協力の良いモデルとなっている」とし、「現在、デザインブランド

の価値が重要視されており、今後も斬新なアイデアを発掘して、オープンイノベーションの良いプログラムに定着させたい」と述べた。

4-2 「幸福」に関する商標出願件数が急増

韓国特許庁 (2018. 12. 12)

- ヨロ (YOLO)、小確幸 (小さいけど確かな幸福)、ワラバ (WLB)、ラゴム (LAGOM)、オカム (OKLM) など -

韓国特許庁によると、「幸福」に関する商標出願件数は、2013年以前には14件に過ぎなかったが、2014年17件、2015年31件、2016年39件、2017年181件となり、2018年9月時点では130件へと急増している。

このように「幸福」に関する商標出願が急増しているのは、消費者の関心の変化を受けて幸福に関する商標の権利を事前に確保しておき、それを事業化につなげたい個人事業者や企業が増え続けているためである。また、この傾向は今後も続く見通しである。

しかし、取引社会で一般的に使われている、又は商品の性質を直接表示するとみられる「ヨロ (YOLO、You Only Live Once)、小確幸 (小さいけど確かな幸福)、ワラバ (WLB、Work Life Balance)」などは、商品の出所表示機能があるとはいえないため、商品の商標として使用するには注意を要する。

特許庁商標デザイン審査局の局長は、「一般人が流行語のように使っている用語は、出所表示として機能しないため、識別力のある文字や図形を結合して出願しなければ、商標として登録する可能性は低くなる」と助言した。

4-3 商標分野における日中韓の協力が始まる

韓国特許庁 (2018. 12. 13)

- 中国・武漢で開かれた日中韓特許庁長官会談で合意 -

商標分野における日中韓3カ国の協力が始まる。

韓国特許庁長は12月13日、中国武漢で日中韓特許庁長官会談(*)を行い、これまで進めてきた特許審判、デザイン、教育分野における3カ国の協力を継続的に強化していく一方、商標分野における協力を新たに開始することで合意した。

*各国の首席代表：(中国) 国家知識産権局長、(日本) 特許庁長官

域内での貿易増加に伴い、商標権保護の重要性が増している中、中国政府の組織改編が行われ、特許、デザインなどを所管する中国国家知識産権局が商標も所管することになった。これ受け、本格的に議論した結果、上記の合意に至ることができた。これは、中国向けの協力に対する需要が高い商標分野における協力チャンネルが拡大・強化されたといえるだろう。

3カ国の特許庁長官は知財権をめぐる国際紛争が増えている中、無効審判など知的財産権の争訟分野で特許庁間で協力する必要があると認識を共にし、この分野における協力を続けていくことで合意した。また、デザイン保護、知的財産権教育の分野でも継続して協力を強化していくことで合意した。

特許庁長は、3カ国が知的財産権に関して協力する意味について「日中韓は世界の特許件数の60%、PCT国際特許件数の47%を占める、特許における世界最大の経済圏」と評価し、「日中韓特許庁が協力・競争を行い、東アジア地域を世界で最もIPフレンドリーなエコシステムにしていくことが必要だ」と強調した。

その他一般

5-1 身の回りで使われずに捨てられているエネルギーでモノのインターネット(IoT)を!

韓国特許庁 (2018.12.06)

- エナジーハーベスト (環境発電) に関する技術の特許出願の動向 -

韓国特許庁によると、過去10年間(2008~2017)のエナジーハーベスト(*)に関する特許出願件数は計1,370件となり、具体的には圧力(508件)、振動(356件)、静電気(247件)、熱(148件)、磁場(110件)を利用したことが分かった。

*エナジーハーベスト (energy harvesting) とは、身の回りで捨てられるさまざまなエネルギーを収集し、再び電源として使用可能にする技術を指す。

特に、2008年には出願件数が少なかった静電気2件(2.7%)と磁場3件(4%)を用いた分野が、過去10年で静電気41件(41%)、磁場15件(15%)へと大幅に増加した。ウェアラブルデバイスが普及することで、衣服や身体に付着して静電気をすぐ発生させ、

エネルギーハーベスト装置も簡単に実装することができるため、この分野に関する研究開発や出願が活発しているとみられる。

出願人別に見ると、過去 10 年間、企業（42.5%）が最も多く、次いで大学（25%）、研究所（14.5%）であることが分かった。注目すべきは、2008 年の企業（42 件）の出願件数は大学（8 件）の 5 倍以上であったが、2017 年には大学（42 件）の出願件数が企業（14 件）の 3 倍となっていたことである。これは、企業が主に大規模な電力を生産する太陽光、風力などに集中したのに対し、大学は微小電力を収穫するエネルギーハーベスト分野を中心に研究開発を行ってきたためだろう。

特許庁電力技術審査課の課長は、「現在、エネルギーハーベストはウェアラブルデバイスなどの電源として使われているが、次第に第 4 次産業革命の基盤となったモノのインターネット（IoT）の電源として脚光を浴びるだろう」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/>をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、ジェトロソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：ジェトロソウル事務所 知財チーム